

鳥取県公立高等学校高校生臨時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立高等学校高校生臨時支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給されていない県立高等学校に在学する生徒の事情を考慮し当該生徒に対し授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として交付する。

(支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次条の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。

(支給要件)

第4条 本支援金は、鳥取県公立高等学校高校生臨時支援金事務取扱要領（令和7年4月28日付高等学校課長通知。以下「要領」という。）の2に掲げる者に対し支給する。

(支援金の額)

第5条 本支援金の額は、要領の4及び7に掲げる額とする。

(認定及び支給の申請)

第6条 本支援金の支給を受けようとする生徒は、要領に定める様式によって、鳥取県教育委員会教育長に対し受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 本支援金の支給に係る申請は、原則として、前項の受給資格の認定に合わせて行うものとする。
- 3 受給資格の認定申請及び支給申請の期限は、高等学校課長が別に定める。

(認定及び支給の決定)

第7条 鳥取県教育委員会教育長は、提出された書類を審査し、原則として申請を受けた日から30日以内に受給資格の認定及び支給決定を行うものとする。

- 2 受給資格の認定及び支給決定の通知は、様式第1号によるものとする。

(支給方法)

第8条 本支援金は、前条の認定を受けた者へ直接支給するほか、その一部又は全部を鳥取県教育委員会が、前条の認定を受けた者に代わって本支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることができる。

- 2 前項に掲げる直接支給する額及び当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てる額の内訳は、要領6に掲げるとおりとする。

(補則)

第9条 この要綱及び要領に定めるもののほか、本支援金の支給について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行し、令和7年度から適用する。